

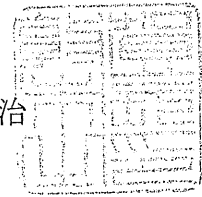
敦賀市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成25年10月11日からその効力を生ずるものとする。

平成25年10月11日

敦賀市長 河瀬 一 治



次の区域の地先の公有水面埋立地1,754.86平方メートルを浦底6号浜宅地に編入する。

大字	字	地番
浦底	6号浜宅地	1番1 1番2 1番5 5番 7番 8番 9番 10番 11番1 11番2 12番 15番 16番 19番 24番 25番 26番 31番 32番 33番 34番 36番 37番 38番
		これらの区域に介在する公共空地である国有地
	15号相ノ上	13番